

規定・細則の改定

2020年8月6日
自然体験活動部会事務局

自然体験活動部会が定める規程・細則のうち、以下のものを改定いたします。改定後の規程・細則は、下記よりご確認ください。

規定 http://neal.gr.jp/download/neal_Regulations.pdf

細則 http://neal.gr.jp/download/neal_bylaws.pdf

<改定する規程・細則>

- (1) 養成団体の認定等に関する規程
- (2) 自然体験活動指導者の資格認定等に関する規程
- (3) 自然体験活動指導者の認定等に関する細則
- (4) 自然体験活動指導者の登録の更新の経過措置に関する細則

	規程・細則名	改定事項
①	養成団体の認定等に関する規程	第2条（認定要件） これまで養成団体として登録し、指導者を養成していた団体のうち、第2条第4号「主任講師（講習管理者）が一人以上養成団体に専従職員として所属していること。」としているところを「“原則として”専従職員として所属していること」と改定する。
②	自然体験活動指導者の資格認定等に関する規程	第3条（自然体験活動上級指導者（インストラクター）の認定要件） 「2. 養成カリキュラムにおける「演習Ⅰ」の改定」で養成団体に限らず「自然体験活動を行う団体」が演習Ⅰを行う事ができるとした為、あわせて規程の変更を行う。
③	自然体験活動指導者の認定等に関する細則	第7条（登録の更新） 現在、登録有効期限が切れた年から3年度以内に限り登録更新手続きする事を可能としているが、入院や長期海外出張等の事情により期間内に更新手続きができない指導者がいる為、「“原則として”3年度以内に限り、登録更新手続きする事を可能」とする。 また、なんらかの事情により3年度を超えて申請する場合は、理由書の提出を求める。
④	自然体験活動指導者の登録の更新の経過措置に関する細則	本細則は平成28年3月31日有効期限のNEALインストラクター、コーディネーターが登録更新手続きをする経過措置を定めたもので、経過措置後に付与される有効期限である平成31年3月31日を経過した為、廃止とする。